

郡山市優良工事表彰に係る懇談会開催要綱

令和元年 7 月 17 日 制定
令和 7 年 6 月 18 日 最終改正
〔財務部契約検査課〕

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、郡山市優良建設工事表彰実施要綱（平成 4 年 4 月 1 日制定）第 9 条の規定に基づき開催する、郡山市優良工事表彰に係る懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（懇談会の役割）

第 2 条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- （1）郡山市優良建設工事表彰実施要綱第 5 条に基づき郡山市優良工事審査会に提出された関係書類に関すること。
- （2）その他表彰の実施に関すること。

（懇談会の構成）

第 3 条 懇談会の委員は 13 人以内とし、有識者並びに副市長、技監、総務部長、政策開発部長、財務部長、環境部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長及び上下水道局長をもって充てる。

2 有識者は、建設工事に関する学識経験者のうちから市長が依頼する。

3 有識者への依頼期間は、1 年以内とする。

4 懇談会には座長を置き、座長には、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（令和 7 年郡山市規則第 37 号）第 2 条に規定する財務部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

（会議）

第 4 条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、郡山市副市長の事務分担等に関する規則第 2 条に規定する財務部に属する事務を担当する副市長以外の副市長が会議を進行する。

（庶務）

第 5 条 懇談会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月18日から施行する。